

## 第2回 吹田市地域福祉計画推進委員会 議事録（要約版）

1 日 時 平成25年（2013年）11月8日（金）午後2時から午後4時5分まで

2 場 所 総合福祉会館 社会適応訓練室

### 3 出席者

#### (1) 委員 10名

藤井 伸生委員長      松木 宏史副委員長  
大町 孝委員          熊井 茂治委員      中谷 恵子委員  
富士野 香織委員      由佐 満雄委員      松村 由貴委員  
久原 正子委員      吉村 修委員  
（欠席委員：松橋 継男委員）

#### (2) 市職員 14名

守谷 啓介 福祉保健部長  
春藤 尚久 こども部長  
増山 和也 こども部次長  
宮田 信樹 福祉保健部総括参事  
清水 泰年 総合福祉会館長  
橋本 通良 内本町地域保健福祉センター所長  
村上 浩治 亥の子谷地域保健福祉センター所長  
吉田 明裕 千里ニュータウン地域保健福祉センター所長  
西澤 正雄 高齢政策課長  
高崎 充代 高齢支援課長  
澤野 直樹 地域福祉室長  
原田 有紀 福祉総務課地域福祉担当主査  
三枝 良嗣 福祉総務課地域福祉担当主任  
山岡 亮太 福祉総務課地域福祉担当係員

#### (3) 社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 1名

佐伯 佳苗 地域福祉課主幹

### 4 内容

#### (1) 開会

#### (2) 議事

#### ア 地域福祉市民フォーラムについて

##### 委員長

地域福祉市民フォーラムについてです。住民の方を含めた福祉意識の向上を目的とした取り組みです。前回の推進委員会では、皆様ワークショップのテーマ等を御検討いただきました。この取り組みの開催が目前に迫っておりますので、内容や現在の申込状況等を事務局から報告をお願いします。

## 事務局

資料1の地域福祉市民フォーラムチラシを御覧ください。地域福祉市民フォーラムの内容と申し込み状況等について御報告させていただきます。まず日程でございますが来週の日曜日、11月17日（日）午後1時30分から午後4時30分までを予定しております。場所は昨年度と同じく保健センターの研修室等を予定しています。

プログラムといたしましては、基調報告として「第2次吹田市地域福祉計画の歩みとこれから」について藤井先生に御報告をいただきます。今年度、地域福祉計画が中間年にあたりますので、これまでの振り返りと今後についてお話いただきます。

続きましてワークショップを実施いたします。全体の申込者数ですが、約60名となっております。災害に強い地域づくりでは29名、孤立をさせないコミュニティづくりでは21名、みんなで支えるのびのび子育てでは9名の申込がございました。申込者の構成ですが、主に民生・児童委員さん、福祉委員さん、施設職員の方々となっております。

また、ワークショップの進行ですが社会福祉協議会と福祉総務課職員が担当いたします。その他、防災や高齢、子育て部門の市職員はワークショップ内の助言者として数名応援をいただく予定です。ワークショップ終了後は講評を予定しております。本委員会副委員長の松木先生、大阪大谷大学の船本先生、佛教大学の加美先生に各グループを周回いただき、内容の感想や御意見等を御報告いただきます。

本フォーラムでいただきました御意見は、中間年の振り返りや第3次地域福祉計画の中で検討させていただきます。反映したいと考えております。報告は以上になります。

## 委員長

3つの分野に分かれて幅広く議論したいとのこと。現在の参加者は約60名ですが、定員は150名とまだ余裕がありそうです。企画に目新しさがないことなどの理由があるのかもしれませんが、出足としては鈍いですね。

今の御報告につきまして御質問、御意見ございますか。特にならなければ、この内容で予定どおり開催したいと思います。皆様におかれましては周知・勧誘に御協力をお願いいたします。

### イ 重点課題の進捗状況について

#### (ア) 「まちの縁側」づくり（交流と問題・課題発見の場）の支援について

## 委員長

次に重点課題の進捗状況にうつります。一つ目が「まちの縁側」づくり（交流と問題・課題発見の場）の支援についてです。いろいろと取組みを始めておられるようですので御報告をお願いします。

#### 事務局

資料2 佐竹台地区「まちの縁側」マップと資料3「まちの縁側」啓発冊子関係資料を御覧ください。まず、佐竹台地区まちの縁側マップについてです。前回の推進委員会提案時、写真は施設のみでしたが、それぞれの場所に行かせていただき、参加者の様子がわかる写真を学生のボランティアとともに撮影いたしました。また、マップのレイアウトも前回よりも大幅に変更させていただきました。過日行われました、作業部会においても提案し、文言等の修正を適宜しております。

続きまして、資料3「まちの縁側」啓発冊子関係資料を御覧ください。先ほどの、佐竹台「まちの縁側」マップはまちの縁側を知っていただく取組みでしたが、こちらは「まちの縁側」をもっと増やしていくための取組みになります。内容といたしましては、現在吹田市にある「まちの縁側」をいくつかピックアップいたしまして、未来の担い手になりうる関係者の皆さんにお伝えすることで、新たなまちの縁側設置への支援を行います。冊子の中では、そのような居場所ができた経緯や、居場所を作ったことによる効果・影響などをまとめていきます。今回お示ししましたのは、桃山台地区福祉委員会が開催しております桃山台ふれあいティーサロンになります。このような定期的に開かれており、非営利であり、誰でもふらっと立ち寄ることができる「まちの縁側」を取材していきます。報告は以上になります。

#### 委員長

住民同士の横のつながりづくりを進めるため、まちの縁側づくりを推奨しているところです。また、一部のまちの縁側には、CSWが定期的に来ているところもあります。様々な問題発見の場として制度につなぐことや、制度が行き届いていないところを開発していくことも意図する事業です。資料2でとても生き生きとした写真が使われていますが、本人から了承はいただいていますか。

#### 事務局

写真を撮る前に了承はいただいておりますが、マップの完成前にもう一度確認させていただこうと考えております。

#### 委員長

このマップはいつ頃完成予定でしょうか。

#### 事務局

まだ、細部の文言調整等が必要と考えておりますので、今年度中には作成したいと考えております。

#### 委員長

わかりました。他地区の福祉委員会でもこのように情報提供できるものがあるなら、検討することができますか。このマップ作成の経費はどうなっていますか。

#### 事務局

印刷経費だけ市で予算を確保しています。

#### 委員長

たくさんの地区で作成希望があっても対応できますか。

#### 事務局

今年度についてはモデル地区分のみ予算を確保しています。

#### 委員長

今後この取組みが市内で広がっていく可能性もありますし、吹田市から財政的にも支援いただけるかもしれません。地区福祉委員会でもこういった取組みをするために、独自にバザーを開催するなど、それぞれの地域で自主財源づくりを含めて話が広がっていけばいいかと思います。

紹介されているサロンでは地区外の人に参加してもいいのでしょうか。

#### 事務局

桃山台ティーサロンや佐竹台地区のまちの縁側は参加いただけると思います。ただし、地区福祉委員会のふれあい昼食会は地区内の住民の方のみの参加となります。

#### 委員長

昼食会は事前申込が必要で、経費もかかりますので難しいと思いますが、それ以外は緩やかに参加できると思います。他の地域の方もまちの縁側に出かけられて、自分の地域の活動の参考にいただければと思います。佐竹台地区はモデル地区と位置づけていますので、吹田市全域に広がればと思います。

#### A委員

社協では各地域で小地域ネットワーク活動を支援しています。民生委員さんが中心となってリーダーシップをとられることが多いのですが、現状としてお世話をしている方の高齢化が進んでいます。お世話をされている方は疲弊気味であり、その面では担い手づくり・人材育成に苦慮しているところです。佐竹台地区の取組みで感心するのは、サロンが週5日開催されているということです。開催日が多い分の担い手を確保する必要があるかと思いますが、他の地域にもノウハウなどをお伝えいただければと思います。

福祉委員会の小地域ネットワーク活動は地域で定着していますので、その活動はある面で制度の谷間を埋めると思います。今後も社協からもいろいろと提案させていただければと思います。

#### 委員長

市民フォーラムの報告でもこれらの取組みの進捗状況を話そうと思っています。個人的なことで恐縮ですが、私の周囲に定年後、どういった活動をしようかと迷っている人がいます。旅行などの趣味を楽しむ人も多いのですが、地域に密着して何かできないか考えている人もいます。60

代や 70 代前半は、まだまだ元気ですので巻き込んでいければと思います。また、この方たちに情報がうまく提供されることも大事です。既に取り組みをされているかもしれませんが、吹田市でも地域活動の情報をしっかりと提供したり、あるいは老後の人生プラン講座など社会教育の一環で開催するなど、そういう発想で情報発信することが大事だと思います。

A 委員がお話されたように、担い手不足はどこの地域でも共通の悩みです。地域密着の活動を通して充実した人生を送るのもありかと思います。ぜひとも展開できればと思います。

## B 委員

定年が 65 歳になりました。今まで定年は 60 歳でしたから、10 年間くらいは割と元気に活動ができました。しかし、定年が 65 歳となると、自分の時間を活用していろいろと学習しようと思ってもしんどい部分があるのではないのでしょうか。

また、地域活動のお手伝いをしたいと思っても、きっかけがないです。市民フォーラムも公民館や市民ホールなどの公共施設に行かないとチラシがないようです。フォーラムのような大事なことを行うのに、今のところ参加予定者は 60 名ですね。各地域で回覧板等による周知ができれば、もしかしたら行きたいという人もいるかもしれません。

私も定年後はいろいろと活動をしたいと思い、様々な場所で学習してきましたが、それを発揮できる場所が余りありません。地域の力を活かす必要があると思いますが、そういった方たちへの宣伝が足りないのではと思います。

## 委員長

広報の課題にも触れますと、吹田市には町内会の回覧板がありますよね。今回の市民フォーラムはそこまで周知されているのでしょうか。自治会連合協議会からの案内はあるのでしょうか、防災訓練などは地域ぐるみで情報提供されていると思います。市民フォーラムも横のつながりで地域に関心を持ち、皆で元気に暮らすことを目標に開催していますので、命を守る点では同じ趣旨だと思います。各部署と連携しながら丁寧に催しの情報発信ができればと思います。住民から知られていないのではという懸念の声があがっていますが、何かありますか。

## C 委員

私は図書館を利用するのですが、そこにはポスターやチラシがありました。私自身が関心あるので目がいくだけかもしれませんが、市報にも掲載していますし比較的市民に近いところで広報していると思います。ただ、ワークショップのテーマ「みんなで支えるのびのび子育て」は参加人数が少ないようですので、保育所だとかそういった施設に案内しないとワークショップの意味合いが薄れてくるのではと思います。

## 事務局

今回の市民フォーラムの広報ですが、公共施設に啓発チラシを置くなどしています。子どもの施設にという御指摘でしたが保育所や児童センターにもチラシを置いています。また、報道提供ということで広報課を通じて毎日新聞で市民フォーラムの周知もしていただきました。しかしながら、御指摘のとおり関心を持っていない方への広報につきましては、課題と感じています。

## 委員長

いろいろなアイデアを出しながら進めていただけたらと思います。情報発信として話題になることやクチコミの効果はとても大きいです。ポスターやチラシだけを見て参加するということは相当関心があるわけで、互いに誘い合うクチコミを広げることが大事かと思います。

## D委員

B委員、地域で力を発揮する場所がないとおっしゃっていましたが、ボランティアセンターなどには行かれましたか。

## B委員

まず学習して知識を得てから自分にできる活動をしようと思っています。

## D委員

社協のボランティアセンターには88の福祉団体が登録しています。もしかしたら自分に合うところがあるかもしれません。また、南千里駅前には市民公益活動センター（ラコルタ）があります。個人でもボランティア活動ができますので、よろしければ足を運んでみてください。

## B委員

私はいろいろな分野で活動したいと思い、12～3種類のボランティアをしていました。今は少しずつ減らしているのですが、やはりボランティアは長く続けることが大事だと思います。

## 委員長

関連した話は後にできるかもしれませんので、議事を進行させていただきます。

## イ 重点課題の進捗状況について

### (イ) 要援護者の災害時における地域での支援体制の充実について

## 委員長

前回は情報提供がありましたが、その後の動きも含めて御報告をお願いします。

## 事務局

資料4の避難行動要支援者名簿の概要を御覧ください。1の災害対策基本法改正による新たな名簿の名称についてです。現行の災害時要援護者名簿は手上げ同意方式でございまして、災害時に支援を要する方に登録していただいて、平常時から自主防災組織などの地域支援組織に提供しているところでございます。それが今年の6月に法律が改正されましたことから、市町村に災害時要援護者名簿の作成が義務付けられまして、災害時には同意なしに自主防災組織や民生・児童委員協議会や社会福祉協議会などの関係機関に個人情報を提供できることになったものです。作成に必要な範囲内で市町村の持つ個人情報を内部利用できることになっています。そういった中で、今後市として新たな名簿を作らなければいけません。現在の災害時要援護者名簿については継続しながら、新たな避難行動要支援者名簿を作成したいと考えています。ただ、災害対策基本

法の施行日が平成 26 年 4 月 1 日ということで来年の 4 月以降でないと名簿を作ることができません。システム構築も含めまして関係部局で協議するなど、作成のための準備を進めているところ です。

次に 2 の避難行動要支援者名簿の対象者についてですが、身体障がい者手帳の 1・2 級の方、療育手帳が A の方、精神保健福祉手帳が 1 級の方、要介護認定が 3 以上の方、75 歳以上の独居の方、75 歳以上の方のみの世帯を考えております。合計すると 28,000 人を超える状況となっています。これは延べ人数でございまして、各対象者は重複していることも想定されます。ただ実数といたしまして 2 万人以上はおられると考えております。

次に 3 の避難行動要支援者名簿の記載項目についてです。法律の中にもほぼ同様の項目が規定されています。氏名、生年月日、性別、住所、居所、電話番号その他の連絡先、世帯人数、支援を要する理由、特記事項、現行名簿の登録の有無を記載する予定です。

次に裏面を御覧ください。市有施設の福祉避難所指定状況一覧でございます。平成 25 年 3 月 1 日に総合福祉会館と障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」を指定いたしました。また、平成 25 年 10 月 22 日に内本町地域保健福祉センターとデイサービスセンター、亥の子谷地域保健福祉センターとデイサービスセンターの 2 箇所を新たに指定いたしました。それぞれのデイサービスセンターは指定管理団体である社会福祉協議会と協定を結びました。また、下表の施設につきましても、できるだけ早く福祉避難所指定に向けて努めてまいりたいと考えております。

さらに民間施設につきましても特別養護老人ホームの施設長会議ですとか、社会福祉協議会の施設連絡会にお伺いして協力要請をさせていただいているところ です。報告は以上でございます。

#### 委員長

避難行動要支援者名簿を作成していくという報告がありました。御質問ありませんでしょうか。

#### A 委員

前回、現行の災害時要援護者名簿の登録者はどれだけおられるか聞きましたら、約 1,400 名とのことでした。今回新しく名簿を作成されるようですが、この名簿をどのように活用して管理していくのかよくわかりません。お教えいただけますか。

#### 事務局

新たな名簿につきましては、本人同意なしに名簿作成を行い、災害時には地域支援組織に提供することができます。その部分が現行の名簿と違う部分になります。

#### 福祉保健部長

新しい名簿は市で管理をしますが、そのためにはシステムを構築する必要があります。住民基本台帳から情報を抽出しまして、障がい者や介護保険利用者の台帳と突合しなければいけません。

法律的には従前のように要援護者から同意を得る必要がなく、また、地震などの災害が起こったときに名簿を公開してもよいというもので、市として名簿を作成する必要があるわけです。現在、本日資料で示しました範囲の対象者の名簿が必要と考え協議しているところ です。

来年度に予算を確保することができましたら、システム開発を行います。このたびの法律では、

この名簿は市役所が保管をしておき、大災害がありましたら各地域の防災組織にお渡しして安否確認等をお願いすることになっています。しかし来年、再来年になり法律の具体的な施行の段階で議論が深まることにより、事前に要援護者の同意をとって支援組織にお渡しすることもできるかもしれません。とりあえず今の段階では、資料に掲載した方たちが災害時に避難を支援しなければいけない対象者であるのではと考えています。

#### A委員

それでは、登録される方を行政でまとめて名簿を作られるわけですね。現行の名簿は個人情報の問題もありますが、地域の防災委員会などの代表者の方には最低限の情報提供をいただいていますね。新しい名簿は手上げ方式ではないですから、そう簡単に地域には提供されないでしょう。個人情報の問題もありますので運用が難しいとは思いますが、名簿をつくった後、実際どう生かしていくかもっともっと議論できればと思います。災害が起こったときに要援護者に対してできることを我々考えているわけですが、今後はさらにいい名簿ができるわけですから地域の中で生かしていただきたいと思います。災害時には絶対必要です。個人情報の問題点をクリアしながら、早急に進めてほしいと思います。

#### 福祉保健部長

法律改正の趣旨は、このような名簿を行政として持つておきなさいということです。この名簿ですが、A委員がおっしゃったように当面は個人情報保護の面から、行政だけで持つておきます。今の法解釈では大震災等の災害がありましたら公開してよいという規定です。また、今後は新しい名簿を事前に支援組織にお渡しする方法も検討しなければいけません。そして、今は各連合自治会単位でしか支援組織についての議論がされていませんが、本当は単一自治会である590くらいの単位で支援組織をつくっていただかないと、具体的な支援はできません。そのことについて各地域をお願いをしていかなければなりません、福祉総務課の地域福祉担当は5～6人しかおらず、なかなか目途が立ちません。福祉保健部が発信をして、他の部局も含めて行政全体で市内の単一自治会をお願いをしていかなければならないと思っています。そういう流れをできるだけ早く作っていきたいと考えてはいます。

#### 委員長

これまでの手上げ同意方式だけではなくて積極的に行政も情報をつかみ、いざというときの対策に備えるということですね。ただ登録を予定されている人の数は多々ですので、それをどう受け止めていくか、今後単位自治会で議論を準備していくとのこと。ちなみに現行の制度の中で、1,477名の方が手上げで登録なさっているのですが、個別支援計画の実際の進行状況はいかがでしょうか。

#### 事務局

現行制度では地域に名簿をお渡しして、地域支援組織が要援護者一人ひとりの個別支援計画の作成に努めていただくことをお願いしているところです。個別支援計画は支援を必要とされている方がどこにお住まいで、どんな支援を必要とし、誰が支援に駆けつけて、どこの避難所にお連



れするかということを決めるものです。支援者は平常時から要援護者本人と関わり、具体的な支援内容を決めていただくのですが、地域差はありますが計画の策定は進んでいないのが現状です。

この課題を解決するため、事務局でマニュアルなどを作りまして、地域支援組織に個別支援計画の作成についての働きかけや協力を努めていきたいと考えています。

#### 委員長

今日の提案は手上げでない名簿を作成するお話でしたが、せめて手上げなさっている方に対するの対策を具体化することは大事でしょうね。もしものときの対策も重要ですが、手を上げてくださっている方々には地域行事やサロン、食事会にお越しくささいでもいいので、積極的にアプローチして常日頃から人間関係を作ることも大事かと思えます。既にそういうことをなさっている町内会や自治連もあろうかと思えます。そのような風土を吹田市に作らないと、いざというときに 20,000 人の方を支援するとなっても手の打ちようがなくなると思えます。具体的にやれることを少しずつ進められることが大事かなと思えます。

#### E 委員

要援護者名簿を作成されて、地域の方々に個別支援計画を立てていただくとおっしゃいました。しかし、実際個別支援計画の作成が何もできていないわけですが、なぜできていないのかということはお考えになっていますでしょうか。行政が形だけのものしか示されないから、次へ進まないと思うのです。今 1,477 名の方々が手を上げておられ、その一人ひとりに対して災害時に行う支援を示してあげないといけないのですが、進んでおりません。その状況の中で 28,000 人の新しい名簿をお作りになっても、なんら意味はないですよ。

また、福祉避難所についても 4 箇所指定されましたが、全て公立の施設です。一方的に避難所指定されたのでしょうか。さらにその後 5 箇所指定するそうですが、全て公立の施設です。実際に福祉避難所として指定されたときに何をするか、どういったことができるのかということも予測されていないですよ。先ほど、施設連絡会と協議してということをおっしゃったので、余計発言したいのですが、民間の特別養護老人施設等と協定締結に向けて話を進めておられると思えますが、おそらく一つも指定できていないのではと思うわけです。その理由は承知のことと思えますが、実際起こった時に我々がどうすればいいかという部分まで示されていないのです。ただ、協定を結ぶだけでは意味がありません。市には協定を結んだら終わりではなくて、その施設がどういったことができるのか、どこまでフォローできるのか示されないと福祉避難所の指定は結べないとはっきりと申し上げています。人的、物的なことについても御承知だと思います。私の方から事前にある程度意見していますが、実際行政そのものが災害時に 3 分の 1 しか人員が集まらない中で、我々はどうするのだということをお考えになっていません。今日起こるかもしれないのに、このようなことをおっしゃっているということはおかしい話です。

部長が言われたように法的な理由があるのはよくわかるのですが、そうであるならば 1,400 人の方々にどれだけのことができるか、今既にできていなければならないのではと思うわけです。市民のことをお考えいただきたいと思いました。

## 委員長

Ｅ委員から御発言ありましたが事務局いかがですか。

## 事務局

現行の要援護者名簿には約 1,400 人の方が登録されており、個別支援計画の作成は地域差があるのが現状でございます。これにつきましては、地域にお願いしていかなければいけません。支援者の方も被災されることを考えますと、支援者を複数名、確保できるようにしたいと考えています。

福祉避難所につきましても先ほど言われましたように、協議の場では、人的なものに対する費用として、例えばスタッフの人件費がでるのかといった質問があったと聞いています。また、福祉避難所開設時には要援護者 10 人に対して 1 人の生活相談員を配置しなければいけないのですが、その相談員はどこから来るのかという御質問があったと聞いています。この件につきましては国や府に問合せした結果、実費弁償分は支給されると確認しております。そういったお話も施設連絡会でお話させていただいております。

それともう一つの課題としてあるのは、災害時に人的な派遣が本当にできるのかということです。福祉避難所の開設に協力したいが、介護の世界は人手が不足している状況であり、市の職員も半分集まるかどうか分からない状況の中で、施設職員もどうなるかわからないとのお話がありました。このような人員確保が大きな問題になるという厳しい意見もお聞かせいただいております。

災害時に社会福祉協議会において災害ボランティアセンターを立ち上げますが、市としてはそのようなボランティア支援も視野にいれていきたいと考えています。また、施設の方から、全国的な施設同士の密接な連携やネットワークをとられる中で、被災していない地域から被災した地域へ応援のネットワークが作られているとお聞きしております。行政としても社会福祉協議会を通してネットワークを検討していかなければいけないと思います。

## Ｅ委員

今のお話は全て他人事としかとれないですよ。災害時に社会福祉協議会のボランティアセンターが立ち上がるから、そのボランティアにお願いする。また、民間施設が法人の経営者協議会の中でお互いに被災していない地域から職員を配置する。これは民間がやっているだけのことです。今、福島にどれだけの人数が派遣されているか御存知ですか。我々法人が人件費を払って派遣しているわけです。そういうことを行政から期待されることはおかしい話なのです。これらの話は我々の組織の中であることであって、市がやらなければいけないこととはちょっと違うと思います。ボランティアセンターにいるボランティアさんをお願いをすることはおかしいと思います。

## 福祉保健部長

Ｅ委員がおっしゃっているように議論が不足しているのは認めますが、我々の体制も非常に薄いのです。福祉保健部にいろいろと重要なことを任せられるのですが、事業を進めるうえでの疑問解消などに向けた十分な議論ができていないのが現状です。

我々が想定している災害規模は、被災者数が 17 万 9,000 人、避難者数は 5 万 2,000 人で考え

ています。上町断層地震で震度7程度、千里ニュータウンで古い建物がいくつか倒壊することを想定しています。その中で福祉避難所に必ずしも2万8,000人が避難するとは考えていません。まずは避難者全体の5万2,000人についてはどこか避難所を確保しなければいけません。

そういう中で、はっきり申し上げまして橋を渡る職員は職場に来ることはできないと思います。もちろん電車も不通になるため、電車通勤の大半の職員は来ることができません。阪神大震災のとき吹田市は震度4、神戸は震度6弱でしたでしょうか。危険な橋梁も残っていますし、震度7の想定ですから非常に無責任に聞こえるかもしれませんが、職員は半数が出勤できればいいほうだと思います。

#### E 委員

我々民間施設も同じ立場です。

#### 福祉保健部長

そうです。ですから我々としては中身の議論が必要なのだと思います。例えば、避難所には電源確保のための発電機が必要だろうとなります。今度はガソリンをどうするのかという話になりましたが、ガソリンは最近も事故がありましたね。そこからガソリンというのは保管することなどできないのではという話になりました。電源をいかに確保するのかという最初の問題に戻ってしまうわけです。様々なことを議論しているのですが、とりあえずできることから進めなければいけないと考えています。

大きな目標で言うと、申し訳ないのですが590の単一自治会に避難支援担当の方を決めていただき、災害訓練をしてもらいたいと考えています。福祉避難所は二次的な避難所ですので、被災して2日目、3日目の話になります。そこから、福祉避難所を稼働させていかなければならないのですが、その時に職員は8割もいないと考えます。

ボランティアについては吹田市全体で社協が担当しています。外部からのボランティア受入は福祉保健部ではなくて社会福祉協議会が担当です。だから社協に全体の仕切りをお願いすることになります。私どもは下水などをはじめ、様々な対応をすることになります。申し訳ないですが社協には全国からのボランティアの窓口をやらしてもらおうと考えています。

#### E 委員

社協でボランティアセンターを受けるのは当然であって、それはそれでいいと思います。ただ、おっしゃっていることが形だけにしか見えないのです。せめて、1,400人の皆さんの一人ひとりの対応を示す必要があるのではと思います。高石市の津波避難訓練では、中高生がどこの保育所に支援に行くかを決めて、保育所の子どもたちと手をつないで避難することを実際やっているわけですよ。吹田市も1,400人の方々に災害時、誰と誰が来てどう避難するのか作り上げてあげないとだめだと思います。この役割を地域の方に担ってもらうのは無理なのではと思います。

#### A 委員

今ボランティアセンターの話がでましたが、役割分担の関係で社協が担当することだと思います。しかし、災害対策本部は行政ですから、最終責任や管理は行政がしなければいけません。

現行の手上げ同意方式の災害時要援護者制度を個人で希望してきた人は、何を希望しているかという行政に期待をしているわけです。というのは、地域の人はこの制度を知らないのです。行政に対し手を上げられた方について地域に名簿をいただきまして、行政からあなたの自治会ではこの方が手を上げて登録されていますということを情報提供されています。ということは地域の防災委員会、自治会、福祉委員会に登録にきているわけではないのです。行政に登録をしているのです。ただ、我々がどの方が登録されたかわからないのでは名簿は活用されないでしょうということで、個人情報の問題もありましたが、地域の防災組織の責任者や連合自治会長には渡すという議論があったかと思います。そういう中で、毎年更新されつつ各自治会の責任者の方に渡しているわけです。

そういったことで手上げ方式で登録された方たちは、何らかの形で行政に期待をされているわけです。

#### 福祉保健部長

何もかも行政がすることはできません。我々が想定している震度7の地震が起こった直後、誰が要援護者を助けるのかということを考えて地域にお願いをしているわけです。要援護者名簿もお渡ししています。行政職員がその現場に行くことができないのでお願いをしているわけです。そのことをはっきりさせておかないと、助かる命も助かりません。地域の防災訓練などで災害時要援護者にお声がけしていただくなどの取組みをしていただきたいわけです。訓練のやり方は実際に高層階からエレベーターを使わずに降りることができるかどうかなど、いろいろ考えられると思います。

#### A 委員

実際には地域と行政との協働作業だと思います。地域の実態を知っているのは自治会や福祉委員会ですから、そういったところにはない名簿をいただくのは当たり前ですし、役割や仕事の分担が決まっているわけです。それをこれから選定していかなければいけないのですが、何か上滑りした感じで議論がされないまま、形ばかり作っているということがあるのだと思います。

#### 福祉保健部長

先ほども申し上げましたが我々は議論が不足しているわけです。更に言うと、この件では各自治会に回ることも必要です。しかし、地域福祉の担当者は5～6人です。各自、他の業務ももっている中で行っている現状があるわけです。

#### E 委員

いくつか自治会を回っているのですか。

#### 事務局

要望があったところには伺っていますが、ほとんどできていません。後は吹田市自治会連合協議会を通してお話をしています。

#### 福祉保健部長

行政側から地域に話をする場合は、整理して統一的に動かないと大変なことになります。市役所全体の方針を持って動かないといけません。この地区は聞いているけれども、この地区は聞いていないということになるからです。簡単に動くことはできないのです。

#### 委員長

ただ、1,477人の方たちに少しでも何か方策を考えていくことが大事だと思います。今回の市民フォーラムもテーマ「災害に強い地域づくり」の希望が一番多いのです。当日は災害時要援護者の取組みに憤りを感じている方がいらっしゃるかもしれません。基調報告をするうえで具体的なことはお話できないですし、ワークショップには実情を把握している方を配置されたほうがいいと思います。この取組みへの関心は非常に強いですね。しかし、その対応が具体的に整備されていけませんので不安感が大きいのではないかと思います。なぜそれがうまくできないのかということも研究しながら対策をとっていかなければいけません。そういう姿勢でフォーラムも臨んだほうがいいのかと思います。どうぞよろしく願いいたします。

#### D委員

今、単一自治会に入っている人が前提として話が進んでいるのですが、マンションが多い地域は連合自治会に所属をしていない場合もあります。実際うちのマンションでも去年くらいから視覚障がいのある方がいらしています。連合自治会に所属していないマンションにも来ていただけないのでしょうか。

#### 福祉保健部長

そこまで細かいところまで考えていないですね。けれどもマンションでしたら管理組合があるでしょうから、本来管理組合と自治会とで二重呼称したらいいかと思います。

#### 委員長

現行の手上げ方式の制度は町内会だけに呼びかけているわけではないですよ。市として広報して申請いただいているので、管理組合で出来ないということはないと思います。しかし町内会が無い中で、受け皿づくりができない困難さはあると思います。ならば地域でボランティアを募ることを議論してほしいと行政は考えています。どのようなことができるか行政からも伝えつつ、市民として考えなければいけないこともあると思います。どこかの地域で突破口として良い実践例、実績を作っていくことも一つではないでしょうか。協働作業じゃないと絶対できないことだと思います。行政のみでも、市民のみでも当然できません。実際に重度の方を高層階から支援する状況になりましても、誰も支援できる人はいないかもしれません。そのような現実の厳しさがあることも登録者に伝え、それならばどうするかということを実験チームで考えるなど、本当にいろいろ検討しなければいけないことがたくさん出てくると思います。そういう作業をしていくことが大事なのではと思います。

### 福祉保健部長

推進力が不足しています。行政の悪い所で、お任せしたら双方でそれっきりのところがあります。要援護者の支援者を確保することを中心課題として、推進力が必要ではありますが、そのことを行政に求めても難しい。その都度様々な課題に対応していますので、難しいところが進まない現状があります。

### 事務局

個別支援計画作成の進まない理由の一つとして、災害時要援護者名簿を地域支援組織にお渡しをしているのですが、名簿の管理者のところでは止まっていることがあります。なぜ止まっているかという個人情報の取扱いが厳格で、コピーも難しいことなどがネックになっているとのこと。個別支援計画の作成マニュアルなどを準備して、地域に少しでも周知していかなければなりません。なかなか進んではいけないのですが、そういったことに取り組んでいきたいと思っています。

### 委員長

基本的なことで申し訳ないのですが、災害時要援護者の事業は福祉総務課が中心になって進めるものでしょうか。

### 福祉保健部長

今のところ福祉保健部で受けております。部内の各課では生活保護や介護保険などの制度運用をしていますので、総括的なことは全て福祉総務課が担当しています。個別に振り分けることのできない課題は福祉総務課にくるわけですから。そういったことで、常に違う課題に対応しています。

### 委員長

このテーマがこういう審議会的なところで議論されるのは、地域福祉計画推進委員会が占めている割合が大きいのですか。

### 福祉保健部長

障がい関係は施策推進委員会がありますし、介護関係は福祉審議会があります。地域福祉関係は国の法律とは余り関係ないところで議論いただけますので、地域福祉計画推進委員会の裁量が割と大きいですね。地域福祉の面的整備を担当していますし、災害時の福祉避難所対応なども、ある意味ここで検討できるのかもしれませんが。先ほど申し上げましたとおり現場の問題意識が希薄化していますので、行政だけでは推進力が足りません。喧々諤々とばらばらに議論していますので、もう少しまとまった場所で議論いただければと思います。

### 委員長

この推進委員会及び作業部会もありますし、何らかの形で一步、二歩と進めることをしてはどうでしょうか。地域との協働でやることですから、適切な部署だと思います。まずはモデル的なことしかできないかもしれませんが、進めていくなかでどういった課題があるかということをご

寧に見ることは大事だと思います。部長のおっしゃるとおり、そういう場を設けてもいいかと思  
います。作業部会で準備していただきながら、この課題が明確になるように皆さんと確認してお  
きましょうか。この取組みは計画の重点課題として位置付けているわけですから、漠然とした議  
論だけに留めずに進めていかなければなりません。災害時にどうするのかというのは、わかりや  
すいテーマかと思います。ぜひ私たちが引き受けて一步でも進めていけるよう努力したいと思  
います。

## イ 重点課題の進捗状況について

### (ウ) 制度の谷間にある問題点について解決策を検討する「地域福祉問題調整会議」について

#### 委員長

続きまして、ウの制度の谷間にある問題点について解決策を検討する「地域福祉問題調整会議」  
について御報告をお願いします。

#### 事務局

資料5「地域福祉問題調整会議 随時会検討案件」を御覧くださいませようお願いいたします。  
地域福祉計画の重点課題に基づきまして、平成24年度から制度の谷間にある問題点について解決  
策を検討する「地域福祉問題調整会議」を設置し、開催しております。今年度の9月に地域福祉  
問題調整会議の定例会を開催いたしました。そこで今回の資料にもお示ししておりますが「福祉  
に接点のない市民への意識啓発について」提案させていただきましたところ、内容をもっと掘り  
下げて検討する必要があるとのことで、随時会を設置し、現在関係部局と協議を進めているとこ  
ろです。その内容につきまして、検討段階ではありますが御報告させていただきます。

1の趣旨についてです。市では、様々な福祉サービスについて市報やホームページを活用し、  
機会をとらえて市民へ周知を図っているところです。しかしながら、地域福祉問題調整会議にお  
いて地域で介護保険制度が周知しきれていないですとか、前回の推進委員会においても地域福祉  
の取組みは膨大であり、市民に必要な情報が届いているのだろうかという意見をいただいております。  
本当に支援が必要な方々に必要な福祉サービスが行き届いているのかという懸念がありま  
すので、なるべく多くの方に関心を持っていただくため、市民にとってできるだけ身近な地域で  
福祉を意識する場を提供することを検討しています。

2の対象者ですが、現在福祉について余り接点がない人たちです。3の事業効果ですが、市民  
にとって身近で生活の延長線上にあるところに「福祉を身近に感じる場」を設置することで、常  
日頃から福祉に関心を持っていただき、いざ高齢者や認知症の介護等の当事者となったときに、  
戸惑うことなく円滑な福祉サービスを選択・受給することができます。また、正しい福祉知識の  
浸透は自助レベルで行う介護予防につながることも考えられます。

4の開催場所ですが、スーパーマーケットなどの生活に密着した場所を考えております。5の  
イベントの内容ですが、市民の方に福祉サービスのとっかかり部分を知っていただくため、相談  
窓口の周知に努めたいと考えています。最後にイベントを行ううえでの経費についてですが、市  
の厳しい財政状況から原則市費の負担無しで検討しています。報告は以上になります。

#### 委員長

様々な支援が必要な方に情報が行き届いていないことがあるのではないかと、その対策について検討いただいているようです。まずはスーパーマーケットなどで様々な福祉施設の紹介や相談窓口を知らせる取組みをしようということでございます。実施はこれからですね。

#### 事務局

検討段階にありますので、実施はまだしておりません。

#### 委員長

今、政府でも生活困窮者自立支援法というのが議論されていまして、引きこもりの方や制度にアプローチできない方がたくさんいらっしゃいます。この方たちをどう支援するかということが大きなテーマになります。心を病んでいるとか人付き合いが苦手であるとか、生活困難に陥っている方が多く、待ちの姿勢ではいけないと言われていています。それにも類似する話だと思いますが、できるだけ福祉を身近に感じる場を設けていこうという話です。市役所だけではなくスーパーなどでも情報提供をして、そこでつながるきっかけ作りをしていこうと準備されているようです。

#### F 委員

別の市のお話になりますが、児童虐待防止月間の一環で各市いろいろなキャンペーンをいただいています。その協力という形で子ども家庭センターも参加しています。私自身、ある商業施設でのイベントに参加しました。公の機関以外にも社協さんや民生委員・児童委員さんなどが育児サークルの紹介や冊子の配布、遊びのコーナーを作ったりと楽しい形で広報しました。福祉というどうしてもターゲットをしぼった広報になりがちですが、このような形で行うメリットを感じました。商業施設で相談窓口の一覧をグッズと一緒に配ったりしています。グッズにつきましては予算の確保が必要です。ただグッズがなくても社協さんやボランティアさんたちとアイデアを出し合うことで楽しいものを考えられると思います。また、数は少ないのですが偶然商業施設に来られた方が相談につながったということがありました。商業施設での取組みは知っていただく機会の一つになりますので有効だと思いました。

#### 委員長

子ども家庭センターの関係でもこういうことをやられているということですね。

#### F 委員

子ども家庭センターがメインではありませんが、啓発の協力機関として参加をしているということです。当日は社協さんや普段から地域で活動されている方のアイデアで楽しい雰囲気となり、たくさん人が来られていました。知っていただく機会として有効かと思います。

#### 委員長

これから商業施設に依頼をするわけですね。前も紹介いただきましたが、高齢者見守り支援事業者の方が業務を通して気付いたことを行政と一緒に共有することもありました。ぜひいろいろ



るな方を巻き込むことは大事です。新しい分野に一步でも踏み込んでいって、市民に伝わりやすくすることが大事だと思います。

### ウ 第2次吹田市地域福祉計画 中間報告書の作成について

続きまして、第2次吹田市地域福祉計画の中間報告書の作成についてですが、前回報告がありましたけども、その後の追加訂正等があるようですので、事務局から報告してください。

#### 事務局

資料6の第2次吹田市地域福祉計画 中間報告書案を御覧ください。前回提案いたしました内容から変更した点について御報告させていただきます。

14 ページの今後さらに重点的に取組むべき施策の1 災害時要援護者支援プランの推進になります。網掛け部分を御覧いただきますと「災害時要援護者名簿を活用した地域防災訓練の働きかけを行い、平常時から支援者と要援護者とのつながりが深まるよう支援します。」と追記しています。続きまして、15 ページの上段ですが、3 高齢者・障がいのある人の権利擁護と啓発・交流活動の推進になります。網掛け部分を御覧いただきますと、障害者虐待防止法の施行に基づく対応と、障がいのある人への理解や啓発を図るための施策の継続的な支援について追記させていただきました。下段には障がい者虐待についての市の相談窓口について記載しています。

続きまして、16 ページの下段にあります、5 社会とのつながりが薄れている青年世代への支援になります。社会とのつながりが薄れています引きこもりやニート、不登校状態にある子どもやその家族に対して、自立への支援内容をまとめています。内容的には青少年相談や就労に関するニート・引きこもり相談等について追記いたしました。

今回追記させていただきました内容は、前回の推進委員会や作業部会においていただきました意見を反映しています。報告は以上になります。

#### 委員長

中間報告書はいつの段階で出す物でしょうか。

#### 事務局

今年度末に発行する予定です。

#### 委員長

もう一回程度、議論してまとめていくということですね。今日の縁側の話のような具体的に進んでいることを記載したいですね。わかりやすいものになっていくことが大事だと思いますので努力してください。見てみようかなと思う仕上がりに工夫することも大事かと思います。目次を見ますと市民フォーラムのまとめや行政評価・市民評価も巻末資料で入れる予定のようですね。そういうものも今後追加するようです。

また、お時間のあるときに目を通していただいて、ここはわかりにくいなどの疑問がありましたら、事務局までお願いいたします。

## A委員

昨日、連合自治会があったのですが、その中で聞いた話で自治会の加入率は6割強だそうです。さっきも話にあがったのですが、自治会未加入者へどのような情報が届いているのかという問題があります。地域の中で防災訓練などをやっていますが、防災組織も自治会が主体的に動いてやっているわけですから、実際には自治会未加入の方々はどうされているのだろうとちょっと心配しています。先ほどの活動は自治会中心の活動になっていますので、どうしても情報が全体に行き届いていないという問題があるかと思います。これは自治会だけの問題だけではなくて、他の組織も同じだと思うのですが、問題点をきっちりと精査しつつ、改善に向けて検討が必要かと思っています。

また、中間報告書の16ページの「社会とつながりが薄れている青年世代への支援」について、青年世代のニートや引きこもりといった方を対象としていると思います。福祉というが高齢者や障がい者が対象と考えられるのですが、子育て世代などの若い世代が、福祉に関して関心度合いが低いです。例えば共同募金や地域ふくし協力金についてですが、各地域聞いてみましたところ、高齢者の方から圧倒的に協力をいただいています。若い人は無関心であることが多いようです。中間報告書にありますのは、若者や青年層が問題になっていますけど、若い世代の方々の福祉意識の向上も課題かなと思うわけです。というのは今頑張っている高齢者の方々を継承していくのは今の若い世代なわけです。そういった若い世代を育成していくのは大きな課題かなと思います。若い世代の関心を高めるための施策や文章について議論が必要かと思いました。

## 委員長

自治会に加入できていない方がいらっしゃるということで、G委員、何か感じることはありますか。

## G委員

自治会関係につきましては、それぞれの地域によって取組みが違ってくると思います。今いろいろ話が出ていますが、弱者の方を手助けするのは自治会が中心になっていかなければいけないと思います。組織としてどこに誰がどのような状態にあるか、精査することが一番必要なと思います。吹田市の連合自治会は組織が大きいですが、余り弱者の方たちへの支援は進んでいませんので、もっともっと掘り下げていかなければいけないと思います。

私の地域では自治会が中心になって、やはり弱者の方たちをどう援護をしていけばいいのかと募集をかけました。支援者を担当制にして、寝たきりの方一人につき2～3人の方から声かけや見守りを親身に行うことで、喜んでいただけるようです。今の幸せは地域で守っていかなければならないと思います。そうは言ってもいろいろな方がおいでになられますが、組織としてしっかりとの方針を立てて進めていかなければいけないかなと思います。

## 委員長

若者の関心を高めることについて事務局で御意見ありますか。ありませんか。今の表現で精一杯のところかなと私も思います。ただ、中間報告ということで計画の今後を具体化していくことについて、議論できることは議論したいと思っています。

障害者虐待防止法のことでもう一步進んだというお話がありましたが、H委員いかがでしょうか。障がい者虐待の関係で御意見ありますか。中間報告書の中で市の相談窓口も明確にして対応していこうと紹介されています。

#### H委員

意見というわけではないのですが、社会福祉士と連携をとらせていただいて、早期発見という部分で事業所からも何か気付いた点があったら、市の障がい福祉室に相談させていただいています。

#### 委員長

内容について適宜この委員会で確認をしていきたいと思えます。不十分な点や方向性について御意見がありますときは事務局まで報告をお願いします。

### エ 地域福祉計画に関わる事業の行政評価・市民評価について

#### 委員長

次の案件にうつらせていただきます。地域福祉計画に関わる事業の行政評価・市民評価について説明をお願いします。

#### 事務局

資料7 第2次吹田市地域福祉計画に関わる事業の行政評価（自己評価）を御覧ください。

1 ページの1のこの取組みの目的ですが、本年は第2次吹田市地域福祉計画が中間年度になりますので、計画の目標であります「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」の達成度を確認するために実施しています。方法といたしましては、第2次吹田市地域福祉計画の各施策に関わる事業を、それぞれの行政部局及び社会福祉協議会で自己評価いたしました。

2の評価年度ですが平成24年度としています。3の評価指標ですがAからEまでの5段階評価で行いました。4の評価実施者ですが、行政側は47室課と吹田市社会福祉協議会において行いました。続きまして、2ページから6ページが、5 評価基準になります。今、計画の冊子をお持ちでしたら60ページをあわせて御覧いただきたいのですが、地域福祉計画の体系には60の施策の方向性（小項目）がございます。これらに全て評価基準を定め、その基準に照らし合わせまして地域福祉計画に関わる各室課の事業を評価いたしました。

そして7ページに6 評価結果を記載しております。7ページの評価結果ですが、先ほど申し上げました60個の小項目を束ねたものを柱とよんでおりまして、これが6つございます。地域福祉計画冊子の60ページの体系図で見ますと青く塗りつぶされた部分が柱でして、それぞれ

- 1 地域福祉活動推進の条件整備
- 2 公民協働による地域福祉活動の充実
- 3 サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク
- 4 保健・医療、社会福祉制度の充実
- 5 関連施策の充実
- 6 地域福祉計画の推進に向けて

になります。これらの柱に関わる事業の評価点数を平均化したものを評価結果といたしました。

なお、評価結果の右側に特に特筆すべき内容を記載しています。

次に8ページ、9ページですが、60の小項目に関わる事業をそれぞれ評価した点数を記載しています。小項目の中に4の広域コミュニティ施設の整備などはバーが入っておりますが、これは現在評価を行う事業がないことを意味しています。続きまして、10ページの7ですが、平成23年度に行われました「行政の維新プロジェクト」事業見直しの概要について記載しています。そして11ページから14ページにかけまして、事業見直しで縮小、廃止となった地域福祉計画に関わる事業についてまとめております。御参考にしていただければと思います。

続きまして15ページ以降ですが、各小項目に地域福祉計画に関わる事業をまとめまして、それぞれの室課において評価しました詳細を記載しています。15ページに目次を設け、柱ごとにインデックスをつけておりますので御活用ください。この自己評価の見方ですが、例えば25ページを御覧ください。左上部分に柱の名称、小項目の名称があります。こちらは「地域福祉活動の財政支援策の充実」になります。そして、評価基準を記載しています。その下に評価の平均点を記載しておりまして、関係する各室課の事業の詳細が書かれています。この施策でいいますと、地域総務室、地域自治推進室、子育て支援室、福祉総務課、高齢政策課、社会福祉協議会に関わる事業がありまして、それぞれの評価の平均が4.7点になったということでございます。評価に対する説明項目ですが、なるべく指標化できるものは数値など表しています。このような内容が60項目分まとめております。

続きまして資料8 第2次吹田市地域福祉計画に関わる事業の市民評価についてを御覧ください。1枚目は推進委員の皆様への依頼文になっております。先ほどは地域福祉計画に関わる事業の行政側の自己評価結果を報告いたしましたが、一方で地域福祉の推進には地域住民の地域福祉活動が不可欠でありまして、その取り組みは公民協働で進められますので、市民の視点から地域福祉計画に関わる事業を評価いただきたく存じます。

1枚めくっていただきまして、2の市民評価の内容ですが、地域福祉計画の体系における6つの柱ごとに評価をいただきます。内容は記載のとおりです。そして、3の評価の基準ですが、各柱に設けております。4の評価の指標ですが、行政側の自己評価と同じくAからEまでの5段階評価とさせていただきます。

また、1枚めくっていただきますと5 市民評価の記入例及び記入要領とあります。上から見ますと、①として1 地域福祉活動推進の条件整備とあります。こちらは各柱の名称になります。そしてその下に②と記載されていますが、1の柱がどの程度達成されているか確認するための評価基準になります。この基準に照らし合わせて評価をお願いいたします。そして③が評価結果になります。AからEまでの5段階評価をお願いします。

④ですが、評価内容について御意見等ございましたら、記載例を参考にいただき御記入をお願いいたします。

なお、評価にあたりまして、先ほど御報告させていただきました、第2次吹田市地域福祉計画に関わる事業の行政評価（自己評価）を御活用いただければと思います。次ページ以降は回答シートになっております。回答シートの所属部分を御覧いただきたいのですが、この市民評価の依頼先ですが、地域福祉計画推進委員会委員の皆様と、民生・児童委員協議会地区委員長及び、主任児童委員連絡会代表及び地区福祉委員会委員長の皆様をお願いしたいと考えております。推進委員会の皆様におかれましては、今月末を目途といたしまして、FAXかEメール等で御提出い

ただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。報告は以上になります。

#### 委員長

地域福祉計画に関わる行政評価を踏まえ、市民評価について御協力いただきたいことが提案されたと思います。また、民生・児童委員協議会及び地区福祉委員会の代表者の方にも依頼することで総合的な評価にしていきたいとのことでした。

5段階の評価になりますが、過去にもこの取組みを実施して「細かいところまで知らなかった、こんな事業もあるのか」といった意見もありました。評価ができないという意見もありましたが、こういった取組みがあることも知ってもらいつつ、知られていないということは市民に伝わっていないという意味で厳しい評価になるかもしれません。意見を率直に出していただければと思います。前回も市民評価の点数が低かったですね。先ほどの行政評価の結果では6つの柱の評価平均点は概ね4点以上でした。しかし、市民の側に立つと行政の取組みも全体に届いていないと感じるかもしれません。そういったところの落差があると思います。ぜひA～Eに評価にとどまらず、具体的な点で不十分さがあるとか、あるいは一步前進して地域がよくなっているなどの両面を表現していただければいいかなと思います。

地域福祉はとらえにくいとよく言われます。目標がいのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくりとなっており、それぞれ障がい、高齢、児童といろいろな部署で行っている事業も市民レベルでは総合して暮らしが成り立っているわけですから、幅広い分野に及んでいるということです。地域視点で仕事をなさっている、あるいは居住されているレベルのところ、どう展開されているのかをシビアに評価していただいて結構かと思います。

資料も多いので初めて見せられた方には厳しいかもしれませんが、行政は60の小項目全てを評価いただいたそうですが、我々の市民評価は大きく6つの柱で回答いただきます。御協力のほどよろしく願いいたします。

次の議事、その他ですが何かございますか。

#### 事務局

特にございません。

#### 委員長

議事としてはこれで閉会とさせていただきます。次回の推進委員会は2月頃を予定しています。どうぞよろしく願いいたします。